日本私立大学協会

私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞

「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人久留米工業大学
②設置大学名称	久留米工業大学
③担当部署	法人本部総務課
④問合せ先	0942-22-1234
⑤点検結果の確定日	令和 7 年 9 月 16 日
⑥点検結果の公表日	令和 7 年 10 月 1 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.kurume-it.ac.jp/daigaku/governance_code.html
⑧本協会による公表	◉ 承諾する　○ 否認する

【備考欄】

様式Ⅰ

Ⅰ－Ⅰ．「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則１　自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則１－１　建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則１－２　中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則２　公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則２－１　教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則２－２　多様性への対応	○
基本原則３　安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則３－１　理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則３－２　監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則３－３　評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則３－４　危機管理体制の確立	○
基本原則４　透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則４－１　教育研究・経営に係る情報公開	○

Ⅰ－Ⅱ．遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

Ⅰ－Ⅲ．遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ.「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１　建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	・本学は、建学の精神「人間味豊かな産業人の育成」に基づき、「知を磨き、情を育み、意を鍛える」を教育理念としており、使命および教育目的と併せて、学則や学生便覧をはじめ、本学ホームページ等を通じて、教職員及び学生だけでなく、広く社会に対して周知を図っている。
実施項目１－１②	**説明**
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	・本学における学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を、大学の教育理念及び教育目標に基づき策定した。これら３つのポリシーは相互に連動し、学生の入学から卒業（または修了）に至るまでの教育活動全体を支える基本的な指針として機能している。 ・３つのポリシーに基づき学修成果の自己点検・評価を行い、３つのポリシーの妥当性・整合性を検証し、教育・学修支援等の改善につなげる体制を構築することで教育の内部質保証を図っている。
実施項目１－１③	**説明**
教学組織の権限と役割の明確化	・学長は、理事会から委任された範囲において、大学の意思決定権者である大学担当理事として、理事会、評議員会及び常任理事会に参画し、大学運営に関する重要事項の審議・決定に関与している。さらに、学長を補佐する体制として、副学長（総括、教務担当）、学長補佐（入試広報担当、地域連携担当、AI 担当）を置き、いずれも学長の指名によって任命される。 ・教学に関する事項の審議は、企画会議、学科長会議、大学院研究科運営委員会、教育改革推進委員会、教務委員会といった組織的な会議体において行われており、これらの会議では学長（教務委員会のみ副学長）が議長を務め、関係者の意見を踏まえた合議制により方針を検討している。各種委員会の委員長も、学長、副学長、学長補佐または学長の指名する者が務めており、学長のリーダーシップの下で機動的かつ組織的に運営が行われている。 ・これらの会議体で審議された事項については、助教以上の全教員で構成される教授会及び大学院研究科委員会に報告され、規程に基づき教授会から教育研究に

	関する重要事項の意見を聴取した上で、学長が最終的な意思決定を行う体制が整えられている。このように本学では、学長のリーダーシップを中心としつつも、各種委員会や会議体との連携により合意形成を図りながら、体系的かつ組織的な大学運営と教学の改善を推進している。
実施項目１－１④	説明
教職協働体制の確保	・教員と事務職員の協働を図るため、各種委員会は教員と職員で構成されており、教育研究活動等の組織的な運営を協働で行う体制を確立している。
実施項目１－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	・FD 委員会で当該年度の活動計画を策定し、教育方法の改善や教育力の向上、学修支援環境の充実及び検証に重点的に取り組むため、FD 研修会を実施している。 ・本学では SD の基本方針及び実施計画に基づき SD 研修会を開催している。また、学外での研修会への参加も推奨しており、「自主研修補助制度」により参加費等の補助を行い、職員のスキルアップ・資質向上も図っている。

原則１－２　中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目１－２①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	・理事会に 6 年間の中期計画策定の方針を明示し作成、より具体性のある計画として前期後期 3 か年の実施計画もあわせて作成している。作成に当たっては、中期的な社会情勢等を踏まえ SWOT 分析を行うなどして策定し、評議員会の意見を聴き、理事会の決議で決定している。
実施項目１－２②	説明
計画実現のための進捗管理	・年度ごとに進捗状況を把握して、その結果を理事会及び評議員会に報告し、HP で公表している。また、社会情勢の変化や進捗状況に応じて中期計画の修正を実施している。

原則２－１　教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目２－１①	説明
社会の要請に応える人材の育成	・本学は、建学の精神や教育理念に加えて、中期計画ビジョンの 1 つとして「工学技術で地域に貢献する」を掲げ、社会の要請に応じた学びの機会を提供している。 ・工学部 5 学科及び大学院工学研究科 3 専攻において、それぞれの専門分野に応じた教育を通じて、地域産業

	や社会で求められる人材の育成に取り組んでいる。 ・令和2年にはAI人材の育成とAI技術による地域課題の解決を目的に「AI 応用研究所」を設立し、教育と研究の両面から地域貢献を進めている。また、PBLやインターンシップなどを通じて、実践力と課題解決能力を備えた人材の育成にも力を入れている。
実施項目２－１②	説明
社会貢献・地域連携の推進	・本学は地域に根ざした大学として、産官学連携や自治体・教育機関との協働により、地域課題の解決に積極的に取り組んでいる。AI 応用研究所による地域課題解決や地域連携センターによる技術相談、技術指導に加え、地元企業と連携して地域貢献を図ることを目的に設立された「久留米工業大学地域連携推進協議会」も活動している。また、自治体や企業との連携協定に基づき、受託研究や共同研究も進めている。さらに、公開講座や子ども向け科学教室などを通じて、地域住民への学びの機会を提供し、理工系人材の育成と地域社会への貢献に努めている。

原則２－２　多様性への対応

実施項目２－２①	説明
多様性を受容する体制の充実	・本学では多様性を尊重する教育環境の整備を推進しており、さまざまな背景を持つ学生が、それぞれの個性を活かしながら学べる環境づくりに努めている。 ・障がいのある学生への支援については、入学時の面談や相談体制の確保により、個別の配慮が行える体制を整備している。また、学生相談室を設置し、学生生活やメンタルヘルスに関する悩みに対応できる体制を構築している。 ・外国人留学生に対しては、生活面での支援や学修上のサポートを行い、安心して大学生活を送れるよう努めている。これらの取組により、多様な背景を持つ学生が共に学べる環境づくりを推進している。
実施項目２－２②	説明
役員等への女性登用の配慮	・男女共同参画社会の実現及び女性活躍促進の観点から、積極的な女性登用に努めており、令和 7 年 6 月現在、理事 12 名中 1 名、評議員 13 名中 2 名となっている。

原則３－１　理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－１①	説明
理事の人材確保方針の	・私立学校を経営するために必要な知識又は経験及び

明確化及び選任過程の透明性の確保	学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有する者のうちから理事会にて候補者を推薦し、寄附行為で定めるところにより、理事選任機関である評議員会において選任することとしている。理事長像については、内部統制システムを機能させ、各学校の業務を統括、調整するリーダーシップ等を兼ね備えていることを重要な要素としている。なお、理事の半数は外部有識者とし、地域自治体の長、弁護士など多才な人材の登用を行っている。
実施項目３－１②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	・理事長、常務理事の他、各学校に担当理事を置くことにより、理事の責務を明確にし、各々の職務執行状況を理事会に報告している。また、理事会規則及び評議員会規則を定め、適切に理事会及び評議員会の運営を行っている。また、法令や寄附行為に基づき、職務執行に係る重要事項について評議員会に意見を聴いたうえで、理事会で決定している。なお、理事会及び評議員会の決議が異なる場合は、理事会の決議に基づき理事長が再度評議員会を招集し、全ての理事が出席して協議することとしている。
実施項目３－１③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	・毎月、理事長、常務理事、各学校担当理事及び常勤監事による常任理事会を開催し、理事会から委任された事項の審議等を行うほか、情報共有や課題共有を図っている。また、理事会では常任理事により職務執行状況を報告している。法改正や制度改正など重要な事項は、都度理事会で報告するとともに、必要に応じて常務理事等から各理事に議案の説明等を行うなど理解の促進に努めている。 ・研修については、文部科学省や私立大学協会などが主催する各種セミナー等に積極的に参加している。

原則３－２　監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目３－２①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	・監事の選任については、寄附行為に基づき、2 名の監事の同意を得て理事会で監事候補者を審議し、評議員会の決議により選任することとしている。 ・会計監査人の選任についても、寄附行為に基づき、両監事が選任議案の内容を決定し、理事会を経て評議員会の決議により選任している。
実施項目３－２②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	・監事による監査を実施するため監事監査規則及び監事監査実施基準を制定し実施している。監事は、理事

	長、会計監査人及び監査室と適宜情報交換等を行うなどの連携を行い、適切に監査を実施している。
実施項目３－２③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	・2 名の監事のうち、1 名を常勤監事とし、常勤監事は、法人が毎月開催する常任理事会及び大学が開催する企画会議に出席し、情報を共有するとともに意見を述べている。また、文科省が開催する学校法人監事研修会等の研修も受講している。

原則３－３　評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－３①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	・私立学校の教育又は研究の特性を理解し、学校法人の適正な運営に必要な見識を持ち、本法人の建学の精神を十分理解している者から、寄附行為で定めるところにより、職員（3 名～4 名）、卒業生（4 名）及び学識経験者（4 名～7 名）を理事会が推薦し評議員会において選任している。特に学識経験者は地域団体や教育界など各界を代表する方にお願いし信頼度を確保している。
実施項目３－３②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	・評議員会の招集や議決事項、評議員の役割、責務を寄附行為及び評議員会規則に定め明確にするとともに、評議員会の役割、権限及び体制や運営に関することを寄附行為、評議員会規則に定め、適切に運営している。また、法令や寄附行為に基づき、職務執行に係る重要事項について評議員会に意見を聴いたうえで、理事会で決定している。なお、理事会及び評議員会の決議が異なる場合は、理事会の決議に基づき理事長が再度評議員会を招集し、全ての理事が出席して協議することとしている。
実施項目３－３③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	・理事会における決議事項等を評議員会でも報告している他、法改正や制度改正など重要な事項について、評議員会でも報告し、情報共有している。また、必要に応じて常務理事等から各評議員に議案の説明等を行うなど、理解の促進に努めている。

原則３－４　危機管理体制の確立

実施項目３－４①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	・内部統制システム整備の基本方針を定め、これに基づき危機管理規則を制定するなど、危機管理に関する法人全体の基本的な方針を明確化している。 ・地震や台風、感染症などの非常事態に備え、危機管

	理マニュアルを整備している。特に新型コロナウイルス感染症への対応では、「行動指針」や「学生生活に関するガイドライン」を策定し、授業方法や行事運営等に関する柔軟な対応を行った。引き続き、危機発生時における安全確保と教育・研究活動の継続を図るため、体制の強化とマニュアルの見直しに努めていく。
実施項目３－４②	説明
法令等遵守のための体制整備	・内部統制システム整備の基本方針に基づき、コンプライアンス規程を制定し、教職員や学校長等の役割を明確化している。また、法人本部に監査室を設置し、法令・寄附行為・その他諸規程の遵守状況を逐次監査しているほか、公益通報窓口も監査室に設置し内部通報体制を整備している。 ・私立大学としての公共性と社会的責任を踏まえ、教育・研究活動にとどまらず、大学運営全体にわたる法令遵守体制の整備に取り組んでいる。教職員の法令遵守と高い倫理意識の保持を目的として、研修会等を通じた継続的な啓発・意識向上に努めている。 ・コンプライアンス体制の一環としては、ハラスメント防止、公的研究費の不正使用防止に関するガイドラインを整備し、関係法令の周知と実効性のある対応体制を構築している。さらに、個人情報の適正な取り扱いについても細則等の整備の検討を開始し、学内研修やマニュアルの活用を通じて、関係者の理解と実践の定着を図っている。 ・これらの取組を通じて、教育研究活動の公正性と信頼性の確保のみならず、学内のあらゆる業務領域において法令等を適切に遵守する体制を整え、安心・安全で健全な大学運営を推進している。

原則４－１　教育研究・経営に係る情報公開

実施項目４－１①	説明
情報公開推進のための方針の策定	・大学運営の透明性を確保し、社会的責任を果たすため、情報公開に関する体制の整備と方針の明確化に取り組んでいる。大学ホームページにおいて、自己点検・評価報告書、教学情報、財務情報等を随時公開し、学内外の関係者に対する情報発信を行っている。
実施項目４－１②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	・ステークホルダーに対する説明責任を果たすため、本学では情報公開の工夫に積極的に取り組んでいる。IR（Institutional Research）によって得られた教育成果や改善状況、学修支援の取組については、大学ホームペ

	ージ、広報誌、久留米工業大学ファクトブック等を通じて、分かりやすく発信している。 ・また、大学案内や入試情報についても体系的に整理し、受験生や保護者だけでなく、地域社会をはじめとする多様な関係者が、それぞれの立場から必要とする情報に容易にアクセスできるよう配慮している。地域との連携や貢献に関する情報についても積極的に発信することで、地域社会や関係機関に対して本学の教育・研究・社会貢献活動への理解を促進している。

Ⅱ－Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明